



令和8年6月2日

港区長 清家 愛 様

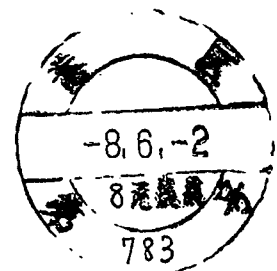
港区特別職報酬等審議会

会長 古川 史高



政務活動費の額について（答申）

令和6年7月24日付6港総総第1590号により、本審議会に対し諮問を受けた事項のうち、政務活動費の額について、別紙のとおり審議結果を答申します。



答 申

1 はじめに

本審議会は、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、令和6年7月24日、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

諮問事項のうち、区議会議員の議員報酬及び期末手当並びに特別職の給料及び期末手当の額等について、令和6年11月と令和7年11月に答申を行った。

政務活動費の額の適否等については、令和元年度の答申以降、審議が行われていない状況を踏まえ、一定の結論をまとめるべく、令和7年8月からこれまでの間、継続して審議を行った。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚と責任のもと、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場で、闊達に議論し、慎重に審議を行った。

審議に際しては、港区議会政務活動費審査会の開催状況、港区議会における政務活動費に関する意見、他区における政務活動費の額及び見直しの動き等の説明を受け、近年の物価上昇を踏まえ、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮し、広範な視点から検討した。

2 政務活動費の現状

政務活動費は区議会議員が調査研究、その他の活動を行うために必要な経費の一部として、一人当たり月額15万円が会派（所属議員が1人の場合を含む）に交付されている。

政務活動費は地方自治法の改正により、平成13年度に政務調査費として制度化され、平成24年度に政務活動費に名称が変更されている。港区では制度化される以前の平成4年度から公益上必要とする調査研究のための補助金として、会派に一人当たり月額15万円を支給している。

3 結論

委員からは、政務活動費の交付額が平成4年度から据え置かれている理由、政務活動費の使い方、現状の金額における不利益や不都合の有無などについて

て、質問が出された。あわせて、本審議会では、過去に、政務活動費に関して、透明性の確保や適正な執行に継続して取り組む必要があるとの答申が出され、港区議会において、政務活動費審査会の設置や使途基準を明確にするための申し合わせ事項を定めるなどの取組を進めていることを確認した。

審議に当たっては、主に令和6年度の各会派項目別支出状況を確認したが、交付額の範囲に収まるよう使途を調整している場合もあり、具体的な使途の状況がわからないため、現行の額で足りているのか、判断が難しいとの意見が出された。近年の物価上昇から、物価上昇相当額を増額してもよいとの意見や必要があれば上げてよいとの意見が出されたものの、実際の使途を確認し、不足額を見極めた上で、慎重に審議すべきとの意見や、支出内容を全て記録した資料を根拠に議論すべきとの意見、23区の政務活動費の資料によると港区が他区と比べて特に低額であるということではないとの意見もあり、現状では具体的な額を答申として出すことは難しいとの結論に至った。

港区議会においても、令和8年度は政務活動費として使用した内容を全て記録して報告することになっていることから、本審議会においても、政務活動費として充当した経費のみならず、実際の活動に要した経費全体の実態を踏まえ、継続して議論を行っていくことが必要である。

4 おわりに

当審議会は港区長からの諮問に対して以上のとおり答申する。

区議会議員においては、今後も政務活動費を使途基準に則って適切に使用することはもちろんのこと、透明性を一層高めるとともに、港区議会において、幅広い議論が行われることを期待する。

港区特別職報酬等審議会委員

会	長	古川	史高
会	長職務代理	白井	浩之
委	員	石本	幸夫
委	員	田中	泉
委	員	堀	信子
委	員	中野	智江子
委	員	栗山	由美
委	員	芝	耕太郎
委	員	秋田	恵
委	員	辻村	法泰